

大幅な給与削減に断固反対します

— 浅原学長は教職員の生活を考えた大学運営を行え！ —

広島大学教職員組合
執行委員長 西村 雄郎

広島大学は5月15日、全学情報共有基盤システム「いろは」へ浅原学長名で「広島大学教職員の給与改定について」を掲示しました。

広島大学教職員組合は、当組合のみならず教職員の同意を得ない、一方的で、大幅な給与削減に、断固反対します。周知のように国会は2月29日、震災復興財源に充てるとの名目のもと、さらに、国家公務員が率先して「身を切る」姿勢を示すとの理由をつけて、2012年度及び2013年度の2年間、国家公務員給与を平均7.6%大幅削減する「臨時特例に関する法律」を成立させました。

今回の浅原学長による告知は、この国家公務員と同様の大幅な給与削減を目指したものとと言えます。

しかし、広島大学は独立した大学法人であり、広島大学教職員が国家公務員給与の減額に合わせてなければならない理由はありません。また、「臨時特例に関する法律」成立後は独立行政法人の扱いに関する閣議決定も行なわれていません。そして、この「臨時特例に関する法律」による国家公務員給与の削減は憲法違反の疑いもあり、実際に訴訟も起きています。さらに、学長・理事は給与改定のたび「教職員給与は人事院勧告に準拠することがもっとも妥当」とこれまで主張しており、今回の告知はその主張とも矛盾するものです。

これまでの団体交渉によれば学長・理事側も「広島大学に対する運営費交付金がいくら削減されるのか把握できていない」状態にあります。この段階で、国家公務員と同じ大幅な給与削減を行なう根拠はありません。さらに、新聞報道によれば運営費交付金の削減額は国立大学法人へ交付されている運営費交付金の3%に満たない金額（広島大学で約7億円）となっており、760億円規模の財源をもつ広島大学が自ら経営的に対応できない額とは言えません。

このなかで「年間人件費が削減されるため、出来る限り早い時期に給与の減額支給措置を実施した方が各教職員への影響が少ない」（「広島大学教職員の給与改定について」より）とする浅原学長の告知は、勤勉誠実に働く教職員の生活を考えることなく、政府の方針にあわせて大学運営を行おうとする基本的スタンスを示したものと見え、私たちが承服できるものではありません。浅原学長は、仮に運営費交付金の削減があったとしても、**その削減分を教職員の生活にとって大きな打撃となる給与ダウンヘストレートにつなげるのではなく、大学全体でどうするかを考えるべきであり、給与削減に限定しない視点と方法を可能な限り追求すべきです。**それこそが独立国立大学法人広島大学のト

ップリーダーにふさわしいあり方であると、私たちは考えます。

私たちは被災地の「復興財源」確保を決して軽視しているわけではありません。私たちは、被災地で暮らすみなさんの生活に思いを馳せ、被災地の復興を強く願っています。そして、組合として被災地支援の寄付活動も行いました。

広島大学の教職員は、独立した法人でありながら政府へ従順する浅原学長の大学運営のあり方に不満と不信を募らせています。いかなる問題についても総合的視野に立って自らが主体的に判断し、また、社会や政府に対して自らが考えるところの発信・提言を積極的に行なうことが、高等教育機関である広島大学学長の重要な役割であると私たちは考えます。

私たちは、浅原学長に教職員の生活を考えた「自主的」で「主体的」な大学運営を求め、大幅な給与削減に断固反対します。

